

京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年10月11日

京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物品の名称、予定数量及び納入期間

ア 名称

患者用寝具一式賃貸借業務

イ 予定数量

延323, 320床分

ウ 令和元年11月1日から令和4年10月31日まで

(2) 賃貸借物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「説明書」という。）のとおりとする。

(3) 納入場所

京都府立医科大学附属北部医療センター

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称・所在地等

〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立医科大学附属北部医療センター 事務部 経営企画課

電話番号 0772-46-3371（代表）

(2) 説明書の交付期間等

令和元年10月11日（金）から令和元年10月21日（月）までとする。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

また、交付時間は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

3 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者で、入札日の時点で「洗濯」及び「繊維製品」に登録されている者であること。
- (2) 医療法施行規則第9条の14の要件を満たしている者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 賃貸借物品又はこれと類似する物品の賃借について、相当の実績を有する者であること。

5 入札参加資格及び参加資格の審査手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間等
 - ア 提出期間 2の(2)に同じ
 - イ 提出場所 2の(1)に同じ
- (2) 結果通知
資格審査の結果は申請書を提出した者に別途通知する。
- (3) その他
申請書及び資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

4について参加資格を有すると認定された者は、京都府立医科大学附属北部医療センター患者用寝具一式賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時並びに場所
 - ア 日時 令和元年10月30日（水）午前11時
 - イ 場所 京都府立医科大学附属北部医療センター内 講堂（本館3階）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵便又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、輸送費等納入場所渡しに要する一切の経費を含めること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に該当する者のした入札及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府立公立大学法人契約管理要綱6条第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府立公立大学法人契約管理要綱第31条第2項に該当する場合は、免除する。

10 その他

(1) この入札の実施については、1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、説明書による。

(3) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。